

新たな中学校の 開校に向けて



令和5年7月 No.5

学校経営案が提出されました

5月24日(水)に、第7回新中学校開校検討委員会を開催しました。

検討委員会では、学校運営部会から提案された、新中学校の学校経営案について協議し、校訓や学校教育目標を作成しました。

そして、この学校経営案を5月29日(月)の教育委員会定例会に提出しました。

この学校経営案は、増穂中学校と鵜沢中学校のそれぞれの学校経営案と、新たな中学校の方針である「両校の歴史や伝統を併せ持つ学校」を基にしながらも、新しい時代に沿ったものとなるように作成されています。

史や伝統を併せ持つ学校」を基にしながらも、新しい時代に沿ったものとなるように作成されています。

学校経営案(抜粋)

一校訓

「共創」

(多様な価値観を持つ仲間とともに学ぶなかで、将来への希望・目標・使命の実現を目指す。)

二 学校教育目標

「ふるさと富士川町に誇りを持ち、新たな時代(未来)を切り拓く生徒の育成」

三 目指す生徒像

- ・ 確かな学力を身に付けた生徒
- ・ 仲間と協力し、学びあう生徒
- ・ 夢を持ち、努力できる生徒
- ・ 多様性を理解し、人を尊重できる生徒
- ・ 健康な身体と、しなやかな心を持つ生徒

お問い合わせ

教育総務課

中学校統合準備室

☎ 22-17200

低所得子育て世帯

子育て世帯生活支援 特別給付金

対象の方は申請が必要です

【ひとり親世帯】

- ① 公的年金などを受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ② 令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食品などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となった方

【ひとり親世帯以外の子育て世帯】

- ③ 令和5年度の住民税の均等割が非課税の方
 - ④ 食品などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、③の方と同様の事情にあると認められる方
- ※ 高校生のみを養育している方は児童手当を受給していませんが、③または④に該当する場合、対象となります。

◇ 支給額

児童一人あたり一律10万円
(国の給付金 5万円)
(県の上乗せ分 5万円)

◇ 提出書類

申請書(請求書)、申請者の本人確認書類の写し、世帯の状況や児童との関係性を確認できる書類の写し(戸籍謄本、住民票)、受取口座を確認できる書類の写し、簡易な収入(所得)見込額の申立書など(申請者によって提出書類が異なります。)

※ 申請書類は子育て支援課窓口または、町HPからダウンロードしてください。

◇ 申請期限

令和6年2月29日(木)

※ いずれも申請が必要です。申請書類を受付後、審査を行い、結果を通知します。

● お問い合わせ

子育て支援課
児童支援担当

☎ 22-17221

